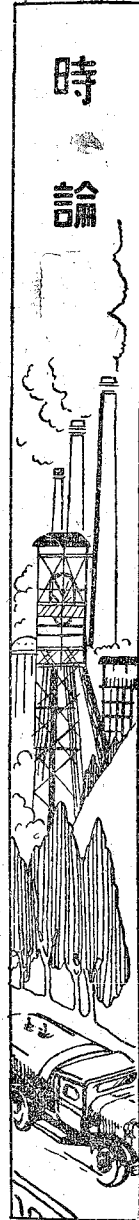


時論



我邦請負制度改善の具體的方策如何

我邦官公請負制度は工事請負物品の購入等總て公入札に依る請負を制度の原則とし例外として指名入札又は隨意契約に依る方法を採用して居る、然るに公入札に依る請負は事公平を得るを期するにあるも實際に於て弊害百出し爲めに關係者を刑餘の徒たらしめ或は工事の粗悪等の結果を招來せることは世の夙に知悉する所である有識者間に於て其の制度改善の聲を聞くことも久しきに及ぶも未だ適切なる方策あるを聞かず、現時諸制度の改善を要求するの秋此問題の解決も決して等閑に附すべきものでない、元京都府土木部長本會特別會員中川幸太郎氏其の研究せる所に基き所見を寄稿せらるる大方の諸彥續々高見を寄せられんことを切望する次第である。(平井)

我國請負制度の改良

中川幸太郎

目次

一、壹千萬人の請負關係者

時論

二、使用人と勞働者

三、請負組合

四、現行制度の缺陷

- (一) 設計金額
- (二) 單價賃金歩掛り
- (三) 運賃
- (四) 人夫賃
- (五) 災害保險料
- (六) 機械器具費
- (七) 監督雜費
- (八) 材料器具置場、請負事務所、飯場小屋等の諸設備費
- (九) 勞働者募集費並に足止費

- (一) 設計調査の粗漏
- (二) 工期の延長
- (三) 工事請負金の支拂
- (四) 工事の變更中止
- (五) 工事の破損
- 六、現行制度改善要項
- 七、技術者
- 八、大日本請負報國協會の設立
- 九、企業者の機構改善
- 十、結言

序 言

戰時各般の施設經營は益々其完備充實に迫られて來たのは申すまでもない、特に生産擴充に要する基礎的産業の勃興に伴つて今や我國土木建築請負工事は毎年參拾五億圓以上の巨額に達し請負人、使用人、仕立人、職工、人夫の家族を合せ總計一千萬の人口を抱容するに至つた然るに彼等は未だ永き傳統的弊習に捉はるゝ結果其經營依然として舊套を脱せず今尙一般社會よりは士農工商以下の産業團體なるが如く輕視せられて居る事は僞らざる事實である。

疑獄事件の内容を検討するも企業者側、指導者階級の冷淡、敬遠、侮蔑遍愛なる態度と現行法制の不備缺陷もさる事ながら請負人の素質性に基因するもの其事業經營の缺陷に基因するもの等不信の點は枚擧に遑がない請負人中にも名譽富豪の身分にあるもの貴衆兩院議員、地方代議員等の公職を兼ねるものもある、けれども概して眞に國家の前途を憂ひ一千萬關係者の生活の安定福利の増進を計らんとする者は極めて少ない、其多くは自己の利害得失のみに専念し巧利の爲には企業者の甘言情實に迷はされ虐使せらるゝも敢て意とせず遍務的契約に堪へ表面服従の美德を裝ひ裏面不満反抗の邪心を抱き狡智奸策を弄して企業者に對抗せんとする者が頗る多いのである、其結果破産、倒産するもの不正不良の工事をなすもの材料勞賃の不拂踏倒をなすもの諸式の不拂をなすなど社會罪惡を行ふもの簇出して

疑獄と不祥事件とは濱の眞砂の如くに滔々として盡きざる有様である、請負人といへども盡忠報國の念に燃え企業者との摩擦相剋を避け之れと協力協和し業界の革正進展に貢献せんとするもの皆無ではないが大勢の赴く所如何とも施すべき策に窮して居るのである。

かゝる情勢に至らしめたるもの誘致せしめたるもの敢て請負人のみの責に歸すべからざるは勿論にして企業者指導者側に於ても責任の大半を負はなければならぬ、六大新報の社説に曰く『平等なる營業の權利を有する請負事業は社會一般の營利事業と並んで一步一足も退讓の必要はない、然るに法規までが此事業に抑壓を加へつゝありて官尊民卑腰に大小切捨御免の徳川幕政時代の御普新奉行の遺風傳統とはいへ國家總力を要する昭和の超非常時にあたり痛嘆に堪えぬ現に施行せらるゝ會計法の如き今を去ること幾十年前の明治二十三年に公平せられたるものにて百なるものが百の價格によらざれば到底完壁を期し得べきものではない、今や世を擧げて何物も問はず統制經濟で公定價格である諸職工、人夫賃に至るまでがそれである一個の資材只一人の女工に至るまで闇取引は嚴禁せられて居る然るに法規は競争入札最低價格落札にして其限度がなく百のものが六十内外にて工事の完成を期せざるを得ざる次第である云々』と我請負界に一大革命と黎明とを興へんとする痛烈適切なる論斷である。

今日競争入札の上安價に落札せしむる者の多くは資力乏しき請負人で、仕事を續けて居れば金主から融通もきゝ世間への體裁もよく食ひつなぎがどうにか出来る位に思ひ工事の結果がどうなるうが、不正工事が出来やうが材料諸式を踏倒し賃金を不拂にし金主を泣かす位の事は更に念頭に置かない連中である、たとへ資力ある請負人が競争入札に指名されても彼等は弱者の立場として折角の御下命を御断りも出来ず又最初から落札せしめて施工するの意志もないから正當なる見積金額を提出するものなく、故意に豫算超過となるやうな見積りをして落札を忌避するの態度をとつて居る、此れが爲に現在官公所の入札の如きは相當金額の工事は常に豫算超過不落札の傾向である而して請負人は落札の被害を如何に未然に防止せんかに苦心するといふ情況である、民間企業の請負工事に對しては競争入札をなし落札施工をなすものもあるが彼等は損害があれば、其企業者に泣付き増金をもらへるといふやうな期待を有するが故に比較的眞面目に入札見積りをなす者がある、然しなから此増金は企業者としては懸賞金とか祝金とか賞與金とかの名目の下に交附する習慣が多く即ち請負人と企業者最高幹部との高等政策情意投合に外ならない、かゝる損害支出をなさんとする幹部は果して之を公明合理的に交附せんとするに必要なる請求並に支拂調書を如何なる契約の下に作成せんとするか頗る疑問である、又不落札の工事とはいへ其公共性に鑑み企業者は廢工す

壹百萬圓以上	〃	五十人
五拾萬圓以上	〃	一百人
貳拾萬圓以上	〃	二千人
拾萬圓以上	〃	一萬人
五萬圓以上	〃	一萬人
貳萬圓以上	〃	一萬八千人
合計參拾五億圓以上		四萬人以上

我國一ヶ年間の支出豫算總額は大體に於て國に於て約壹百億圓府縣廳に於て約七億圓市町村に於て約七億圓民間企業豫算に於て約拾億圓、合計約壹百貳拾七億圓と推定される而して其用途は軍艦建造兵器、彈藥、軍需品、船舶機械器具、人件費、恩給、年金、醫療費備品、消耗品費、物品費、國際費、通信費、運搬費、廣告費、宣傳費、救濟費、貸付資金獎勵費、補助費、機密費、諸税金、利子等に大別され約七拾億圓の支出を要し殘額約五拾七億圓は建設費、施設費、改良費、修繕費、同補助費等の固定資金である其中約貳拾貳億圓は直營にて施工せられ約參拾五億圓は請負工事費に支出せらるゝものと推定することも出来る、而して四萬人の請負人は夫々其資力に應じ俸給を與へ各種の職名を付したる使用人を有し其數約二十萬人に達し請負人一人に付平均五人に當る、又請負人は仕立人と稱し元請負人の名義にて下請負をなす工事代人を約二十萬人を有し請負人一人に付平均五人に當る、次に葺、大工、石工、左官、鍛冶工等の職工約四十萬人を使用し請負人一人に付平均十人に當る、更に使役せらるゝ人夫即ち自由勞働者に至りては其數約一百二十萬人に達し請負人一人に付平均三十人に當る、故に全國四萬人の請負人が一ヶ年間に約二百萬人を使役動員して居るのである、其家族を平均五人と假定すれば約一千二十萬人が請負人並に請負關係者と推定することが出来る。

而して毎年一億圓以上の請負工事を營むものゝ如きは其使用人は約一千人以上、仕立人は二百人以上職工人夫は毎年二萬人以上を使役して居る、最小限一ヶ年貳萬圓の請負工事を營む者でさへ使用人仕立人職工人夫を合せ少くとも毎年二十人以上を使役して居ることは事實である一請負人は平均毎年五十人を使役してゐるものと推定するも大體に於て違算のない所である、其他内地在住の朝鮮人約五十萬人

申請負工事に従事するものを加ふる時は一層其數を増すこととなる、又一面我國内地人口約六千九百萬人を大別すれば次の如くである。

一、農耕民に屬するもの	二千八百萬人
一、商工業に屬するもの	二千六百萬人
一、土木建築關係者	一千萬人
一、家事使用人	八十萬人
一、交通業關係者	六十萬人
一、漁業關係者	六十萬人
一、軍人	未定
一、官公吏	四十七萬人
一、教育關係者	四十三萬人
一、鑛業關係者	三十萬人
一、醫業關係者	三十萬人
一、其他自由業者	六十萬人
合 計	六千九百萬人

而して右の内農耕民階級より、商工業階級戰時般脈産業に従事する職工勞働者は其家族を合せ一千五百萬人と推定される。

二、使用人と勞働者

請負人に使用さるゝ俸給生活者には學識經驗に富めるもの性行優秀なるもの少なからざるも、請負人の種々雜多なる經營方針又は其個性に迎合せんが爲未だ氣力乏しく請負業の革正改善に勇往邁進せんとするもの少なきは甚だ遺憾とする所である、然れども彼等は他の使用人に比し著しき激務に驅逐せらるゝにも拘らず、俸給賞與の如き一定の標準に據らざるもの多く其給與一般に低廉なるは同情に堪えな

い而して彼等は何等の不満なく生活の安定を得つゝありや大に疑問とせざるを得ない。新たに學校を卒業する者が進んで請負業に就職せんと希望するもの少なきは此間の消息を語りて餘りあるものがある。彼等元より至誠奉公日本精神に燃ゆる者である、彼等に他の一般使用人と同等の待遇を與へ企業者又其態度を改め紳士的温情と至誠とを以て接渉するに至らば、相剋摩擦激減し終始犧牲的言行に一貫し進んで其實に任ずるが如き美風を醸成することが出來やうと惟ふ、職工入夫の労働者に至りては請負人の損益勘定により其生活の安定を支配される場合頗る多く現今の如く儲かることも損ずることもあるといふ請負不安時代に於ては一層其生活に脅威を感じるものである、戦時下股賑産業に従事する職工労働者家族を合せ一千五百萬人が好景氣の恩恵に浴し不相應なる浪費をなすものありと稱せらるゝ現在に於て土木建築請負工事に従事する一千萬の労働關係者のみが資本家企業者に虐使さるゝ天道何處にあるか股賑産業といひ平和産業といひ何れも國家喫緊の業務にして之に天壤の相違あるべき筈はないのである。

故に國の爲公共の爲活躍せんとする請負人は適正なる利潤に甘んじ企業者又之を保障し其使用人労働者に對しては公平に生活の安定を與ふるが如き組織機構を確立するの要實に茲に胚帶するのである、而して我國請負業に健全なる統制を與へんとする目標も亦實に茲に存するのである。

三・請 負 組 合

我國四萬の請負人中一百年以上斯業に繼續從事せるもの極めて少なく其多くは二三十年の經歷を有するに過ぎない、而して彼等は全國各府縣毎に同業組合を設け組合員相互の親睦と斯業の向上發展を期し組合費を徵集し名簿を配布して居る、全國的には土木建築協會と稱せらるゝものがあつて略同様の目的の下に自由加入を奨励して時々廣告的機關雜誌を發行して居る、何れも大會總會などの會合を催し懇親を重ねると共に斯業改善に關する意見を交換し其筋へ建議などをして居る。

然れども區々にして全國一貫せる指導原理を有せざる私交機關に過ぎないのである、たとへ現在一千萬の同胞を抱擁する有力なる産業團體なりとはいへ此等一千萬人の生活戦線を如何に安定せしめんとするが如き國家的統制經濟に寄與せんとする經綸抱負の實現を見るに至らず企業者も亦之を等閑視するの餘り只臆懼として大勢に順應しつゝあるものと稱するも敢て過言ではない。

四、現行制度の缺陷

(一) 設計金額

戰時我國は各般の産業に關し統制經濟を強化するの緊要なる事は申すまでもない。政府は總動員法の發動により低物價政策賃金令等を公布し物價の昂騰を抑壓し軍需の完璧を期すると共に銃後生活戰線の安定を計り事變の完全遂行に一路邁進して居る。従つて有ゆる物價は公定せられせられざるものも昭和十四年九月十八日付を以て釘付けとなつた然るに原料資材の拂底人的資源の缺乏資金調整法の拘束等に基因し生産の擴充意の如くならざるが爲物資の遍在配給の缺陷勿急公定せる物價の不適性等に基因し今尙物價は騰勢に傾いて居る、其間竇情、買占、買溜、闇取引等の惡徳行はれ其筋の取締嚴重なるにも拘らず未だに其完璧を期するを得ざる状態にて生活戰線次第に脅威を増大するに至つたのである。かゝる情勢下に於ては最早公定價額以下の物資を購入し有ゆる施設經營をなすといふことなど夢想だに及ばざる所である。土木建築工事の設計金額なるものは主として工用材料と歩掛り賃金の合計金額である企業者側に於て豫め其單價の内容適否を充分検討し技師課長部局長次官大臣重役社長等の承認決裁を経たる數量金額にして公定價額集と稱するも敢て過言ではない然るにかゝる設計金額を以て競争入札に附し、最低落札者に完全なる工事を施行せしめんとする現行制度は矛盾撞着の甚しきものにて物價政策に逆行せんとする惡取引である。況んや設計金額の三分の二までは落札せしむるといふが如き法制は酷政の顯著なるものである。資材拂底の爲繰延を要する工事は止むを得ないとするも、一旦競争入札に附し不落札となれる工事を直營にて施行したる場合當初の設計金額は著しき増額を來たし工期も亦著しく延長し辛うじて竣工せしめたる場合に於ては徒らに國民の負擔を増大せしめたる企業者側の責任は如何に解消せんとするか企業者獨善の弊はかゝる場合に於ても立證する事が出来るのである。

(二) 單價賃金步掛り

單價賃金等は公定價額以下の見積を以て競争入札をなすとも歩掛りに於て充分に餘裕を見てあるから企業者側の設計金額にて完全に施工することが出來ると強辯するものありとせば實に不當無責任なる言辭を弄する者である。一立坪一立米の土砂を掘鑿又は盛土をなす

場合にもシャベル類を幾回使用し幾時間何人何歩の工夫を要するかの歩掛りは設計前實驗の結果工事個所毎に一定されるものである、一定されたる歩掛りにもし必要以上の餘裕を見て設計金額内へ計上するものありとせば彼等は不當支出を默認せしめんとするものなるが故に其放漫無責任なる態度は大いに糾弾せざるを得ない、勿論歩掛りの決定は多年不斷の調査實驗の結果に俟つべきものにて工事個所により施工時期により土工器具類の性能により又勞働能力等により種々變化し或程度までは許容し得べき誤差の伴ふべき性質のものであるが單價で損させ歩掛りで儲けさせるといふ程の誤差は決してあり得べからざるものである、たとへば河川工事の水中敷堀の歩掛りの如き水深により流速により河底砂礫の大小輕重硬軟等により夫々設備を異にし種々變化すべき性質のものである又岩石掘鑿の歩掛りの如きも鑿岩、硬岩、中硬岩、軟岩等に分類する場合に於ても火藥を使用するもの、使用せざるもの、火藥、鑿岩機を要するもの、多量の火藥を要するものと要せざるもの等又、使用動力の裝置如何によりても種々變化して千差萬別である。故に設計に従事する者は疎め施工個所の歩掛りに付ては充分實地に付き検討をなし又過去の實驗に徹し科學的見地に於て審重に決定すべき性質のものである。數十年來何人が作成したるか知れざるが如き歩掛表を机上の金科、玉條と心得之を亂用せんとする技術者ありとせば言語同斷である其他一般實金單價の如き時價適正價格の研究尙不充分なる嫌ひがある、たとへばセメントの如き公定價格にては到底購入するを得ざる情勢に至つた原因道程等を審重検討するを要する次第である。

(三) 運 賃

有ゆる物價は其運搬方法と運賃とに支配されざるものがない、而して運賃は原料を輸送し之を加工し製品を需要先へ配給するに至るまで其の運搬經路により各種の運賃が累計せられて殆んど市場物資の公定價格の數割を占むる状態である、故に如何にして此運賃の輕減を計り物資の配給を圓滑増大ならしむるかを調査研究することは焦眉緊要の問題である現存物資の遍在の如きは實情買占買溜の上に役得配給、情實配給、優待配給とも稱すべき非愛國的現象行はるゝが爲眞に困まれる人の災害救済的配給が遅れ勝ちになつて居るのであるが、工事用材料の如きものゝ配給は運搬經路の如何により運賃著しく増大するの結果其圓滑を期しがたきもの頗る大である、工事關係技術者は工事の設計又は施行に當り充分此間の調査研究を遂げられつゝあるものと信するものであるが生活必需品配給の如く弱肉強食分取主

義的な配給が若し公共的事業にたづさわる請負人間に行はるゝが如き情勢が出来たならば興亜の建設に至大の影響を及ぼす次第なるが故に工事用材料の配給を如何に公平に統制すべきかといふことも審重研究せられんことを希望するものである。由來我國には各府縣殆んど格一的なる調査研究機關あれども分散主義なるが爲經費之に伴はざる嫌ひがある。又一時に多額の費用を投ずるを得ざる財政情態にもより此種の調査研究の如きは非常時局に遭遇し其急務に直面せざる限りは冷淡等閑視さるゝ嫌ひがある。たとへば今次の生活必需品の缺乏に關する原因等に關し最寄の商工會議所市役所商工課等に問合せても其適確なる理由を示し一般國民を納得せしむるに足る用意皆無なりといふも敢て過言ではない従つて勿急調査の結果は正確を期しがたきは勿論で寧ろ其逆巧果の表はるゝことを憂ふるものである。

現在當面せる有ゆる物資の配給問題の如きは少なくとも一市町村を中心として毎年之より又之に輸出入移出入せらるゝ有ゆる物資の經路と其運搬方法及運賃等の調査を多年續行して居つたならば此の非常時局に際し大いに裨益せしものありと信するものである。其運搬方法は鐵道によるもの軌道によるもの、國府縣道によるもの、汽船によるもの、帆船によるもの、艇舟によるもの、流水によるもの、人肩によるもの、手押車によるもの、二輪車によるもの、馬牛の脊によるもの、馬車牛車によるもの、リヤカーによるもの、荷物自動車によるもの、將來飛行機によるもの等其幾多の組合せにより運搬經路を實地に調査決定することが出来るのである。而して此運搬方法の組合せを將來如何に改善すれば運賃の軽減を計り物資の配給を圓滑増大ならしむるかの検討も出来るのである。又之に人的資源の補充流用と關係者の愛國心に訴へ更に獎勵金等の交附を計らば鬼に金棒式の巧果が見られるであらう、農山漁村に於ける若干の資源が出し甲斐もない造り甲斐もないとかこちながら徒らに爐邊りにてどぶろくを飲んで天命を待ちつゝあるが如き光景は果してないであらうか疑問とせざるを得ないのである。

筆者は昭和七年鹿兒島縣内道路改修の基本的方針の確立を計り改修効果の判定資料として課員を總動員して前記の調査を始めたることがあるも翌年京都府廳へ轉任せる爲繼續調査するを得なかつたことを遺憾とするものであるが、當時内務省主任官會議の席上府縣道改修の選定方針の諮問に對し意見を具陳し聊か警告を發したる事を記憶するものである。

人夫の賃金は時價貳圓五拾錢内外なるに拘らず官公所の單價は壹圓乃至壹圓五拾錢となすものがある、其使役に當りては時間外勞働を認め壹圓の人夫ならば一時間拾錢を増すといふ風に歩増金を與へて辛うじて貳圓内外の賃金を支給して居る、これは單價を更正せずに人夫の過勞と出來高の過造とにより彼等の生活費を補償せんとする手段である、従つて彼等は空腹に堪えがたく一日四回の食事をとり一日一升の米代に煮焚費用を合せ五拾錢を要し一回の副食物は澤庵の長さ三、四寸其代五錢四回にて一日二十錢の漬物代を要し其跣足袋はスフ入一足二圓八十錢のもの一ヶ月に三、四足分を要し、シャツ股引法被等の費用を累加し夜具にも一日一枚三錢乃至五錢の蒲團損料を拂ひ其外湯錢、散髪代、味噌汁の一ぱい干鰯の二、三匹もとるといふやうな費用を除いても一日一人壹圓四五拾錢の實費を要するのである、況々や家族を有する者に至りては慘狀言ふに忍びざるものがある、たとへ過勞歩増の上一日二圓の收入ありとはいへ一ヶ月の中雨天を除き平均二十日間も作業出來るものは一ヶ月四十圓内外の收入にて良い方である、時價貳圓五拾錢を收得する者といへども一ヶ月五十圓内外に過ぎない彼等を股賑産業に従事する時局の波に躍上れる勞働者に比すれば如何に悲慘であるかは知る人ぞ知るのみである。我國内一方には三百萬の好景氣勞働者ありて、一千五百萬の人口を養ひ他方には二百萬人の不景氣勞働者ありて一千萬の人口を塗炭の苦しみに陥入れて居るのである。嗚呼如何に片跛不公平なる社會現象なるぞ前者は贅澤浪費の部隊にして後者は餓食敗殘の部隊である而して此の隣れなる部隊の總收入は毎年約參拾五億圓の請負工事費中三割内外一ヶ年約拾億圓にて、一人に付一ヶ年約壹百圓一ヶ月約八圓の平均收入により生活して居るものと推定することが出来る。

かくの如く彼等は企業者資本家の爲に酷使されながら一生卯辰の上らざる運命に呻吟して居る死しては驚馬の野垂死にをなすのみである、たとへ災害保險の制度があり一時の葬料を得るの途もあるが其遺族は永く慰靈し追悼し招魂するの力なく社會も亦之を省みざるが如き有様である、彼等の多くは青年である、第一線に於て戦没せる青年は護國の神となり警察官消防士は招魂慰靈せられ、軍馬軍犬さへ慰靈祭行はれ銅像を以て其功績を紀念せらるゝは當然至極の世の中なるに戰爭にさへ參加することを得ず銃後の生活戦線に呻吟しながら公共的事業に驅逐せられ資本家企業者の犠牲に倒るゝ幾多の青年に對しては何等此種の惠澤に浴せしめざるは精神作興上由々しき社會問題である。

(五) 災害保險料

災害保険料は請負工事の種類により工事費の千分の七乃至十を工事着手と同時に社會局へ納付し、就業労働者の死傷に對し葬料治療費等の手當を支給せらるゝ社會政策的保護制度となつて居る、而して民間企業者に於ては之を負擔するものもあるが主として請負業者の負擔となつて居る。工事中の死者は大凡労働者一ケ年三百人に付一人位の實例のもの多く負傷者は相當多數に達するも五圓、拾圓程度の小額手當を得んが爲にも手續繁雜にして應急の處置に窮するの餘り正式に要求するものと爲さざるものがあるが爲請負人の負擔は香典見舞金等の負擔を合せ保険料以上に増大するを通例として居る。元來工事中の死傷は企業者の工事に基因する犠牲にして之に關する保険料は當然企業者の負擔に歸すべきである、殊に現今の如き最低價格競争落札即ち公定價格以下に落札せしむる制度下に於ては請負人のみの負擔に歸せしむるは苛斂誅求の嫌ひがある。故に企業者は最初より設計金額中に此保険料を計上すべきものである然らざるときは、少くとも保険料の支拂殘金ありたる時は之を請負人へ返戻せられたきものである、之を労働者の福利施設に充當さるゝ由なるも頗る微温的にて一般に之を首肯するを得ざる嫌ひがある。

(六) 機械器具費

請負工事に使用すべき機械器具類の新調費修繕費又請負人の所有に係る機械器具の損料又は其借入損料等に對し其實費を計上するものと、せざるものがある。此等の費用は工事に附隨し當然必要なる經費なるが故に企業者は設計金額中に調査計上すべきものである。

(七) 監督雜費

大凡工事を執行する場合は直營たると請負たるとを問はず工事現場の監督雜費として工事費の五分乃至一割を計上するを通例とす、請負人に於ても其仕立人職工労働者を指揮監督し、其他幾多の事務を處理せしむべき使用人の給料旅費手當等を支給せざるを得ないのである、然るに企業者によりては請負工事の設計金額中に之を計上せざるものがある。調査研究の上適正なる金額を計上すべきものである。

(八) 材料器具置場、請負事務所飯場小屋等の諸設備費

比較的大なる工事を請負施行する場合に於ては請負支辨の工用材料置場、機械器具の置場、其修理場の設備費又は損料、請負人側工事々務所の建設費又は損料、労働者の飯場小屋の建設費又は損料、山間僻地に於ては診療所巡査詰所、共同浴場等の建設費又は損料點燈設備給水設備なき工事現場又は通信連絡なき所は其の設備費等工事と現場に適應すべき種々雑多なる諸設備費又は損料を要するのである、たとへ一小請負工事なりとはいへ少くとも工用材料置場と請負人詰所の設備費又は損料を要するのである。此等の費用に對しては理解ある企業者は相當の費用を豫定し設計金額に計上するものも然らざるものもある。此又當然支出すべき費用なるが故に如何なる企業者といへども適正に豫定し設計金額中に計上すべきものである。

(九) 労働者募集費並に足止費

請負工事には施工地附近に住居せる地元人夫を使用し得る場合を除き遠隔なる地方より一時に労働者を蒐集するを要する場合がある。而して其労働者には實費の旅費を支給するを要するのである。又一旦集合したる労働者は工事中事故其他の理由にて他へ逃亡するもの三、四割以上の數に達する事例が多い、此場合請負人は缺員の補充を爲し其都度旅費を支出せざるを得ないのである。かゝる費用は企業者に於ても豫定するを得ざるものにて設計金額に計上するを得ざる性質のものなるが請負人のみの負擔と爲すことは妥當ではない。勞力拂底の今日に於てはたとへ契約事項にあらざる經費なりとはいへ企業者に於て眞に請負人の誠意を認め彼に協力し工事を完成せしめんとする熱意と同情を有するならば其不慮の實費に對して精査の上補償すべきものである。又契約の條項中此種の救済方法を規定するを至當なりと惟ふ。

又足止費、籠城費、冬籠費等と稱し何れも他地方より集合したる労働者を雨天休業中又は冬期降雪の爲休業中は飯場小屋に休養せしめ食費を與へ逃亡防止の策をとらなければならぬ。即ち足止費の支出を要するのである、かゝる費用も豫定するを得ざる次第なるも募集費同様の補償を爲すべきものである。其他企業者の都合により冬期作業をなし積雪を除却し氷結せる工用材料を加熱保温の上使用せざるを得ざる場合之に要する諸經費又工事に基因し地元交通路を毀損したる場合又は然らざる場合にも地元民よりの各種の苦情に對して相當の解決をなすに計らざる費用を要するのである。實に弱き者は請負人である。

五、損害の補償

(一) 設計調査の粗漏

設計調査の粗漏なる爲工事着手に及び請負人の損害に歸し補償せられざるものが相當多いたとせば工事場より何米突先にある山から土を採収するやう設計書に指定されたるが故に請負人は其山主に交渉したる處山主は先祖傳來の土地に付寸尺といへども土取を承諾せざる場合は請負人は工事期限に遅れざるやう設計變更を申請するの餘裕もなく申請をして見た所で設計者の粗漏を暴露し責任者の進退に關するが如き詮議となり其間工事を續行するを得ざる重大影響を恐れ止むを得ず遠隔なる箇所より土の採取搬入をなし設計金額以上の經費を要し著しき損害を蒙ることがある。而かも設計變更を認められざる限り工事期限の延長に對する違約金さへ徴收さるゝやうな馬鹿を見るのである。又工事箇所附近に石材、砂、砂利等の材料豊富にして之を採用するやう設計されたるものが工事着手に及び治水上、風致上、灌漑上、漁業上等の影響ありと稱し地元住民の反對運動惹起し此等の材料を使用し工事を續行するを得ざる場合に於ても同様の被害を蒙り請負人のみの損害に歸する事例少なくない。又は土捨場の如き箇所を指定され其補償費を設計に計上さるゝものがあるが土地所有者に交渉に當りては恰も買収費の數十倍にも相當するが如き膨大な補償費の要求を受け工事の續行を妨害するが如き事例がある企業者には土地收用等の強制力を有すれども弱者たる請負人には何等の對抗策なく不當利得と知りながらも其商談に承諾するか然らざれば遠隔なる他の箇所へ土捨をなさざるを得ず何れにするも著しき損害を蒙むるのである。甚しきは土捨箇所を設計書に指定せず残土は之を賣却すれば土捨の費用を相殺し得るかの如く設計金額中に計上せざるものさへある。従つて請負人は其残土の賣先を血眼で探索せなければならぬ。若し賣場所が見當らなければ遂に自己の損害となるといふやうな不徹底な話もある。

此等幾多の事例は要するに設計に當りて企業者側の粗漏不忠實なる調査に基因するものが多く獨り請負人のみの赤字負擔に歸せしめるは寧ろ殘酷である。

(二) 工期の延長

工事期限の延長は天災事變等不可抗力の場合又は企業者の都合により中止變更等の必要起りたる時承認するを原則として居るが然らざる場合に於ても正當の事由ありと認められたる場合は之を承認するを妥當とするものである。たとへば企業者の設計粗漏に基因する場合又は請負人の過失惡意に因らざる不慮の障害、妨害、紛争等の惹起に因り工事を中止延期せざるを得ざる場合は其延長を承認し又此等に基因する正當なる損害に對しては之を補償するの途をとらなければならぬ又かくありてこそ工事の完全遂行を期し得るのである。

(三) 工事請負金の支拂

企業者に於て工事の竣工検査の期日を指定しながら其都合により完成したる工事に對し検査を遅延せしめ請負金の支拂を著しく遅延せしむるものがある。かくの如きは其支拂延期間の金利は企業者の不當利得と稱すべきものにて請負人は其補償を請求すべき權利を有するものである。又工事中既成部分の工事出來高に對し其請負金額の八割までは請負人の請求の都度直ちに支拂はるべき筈なるにも拘らず早くも一週間長きは半月以上の支拂遅延をなす事業者がある。この場合も其遅延日數に對する金利は請負人に於て請求し其補償を受くべきものである。尙工事完成し検査を完了したるときは當初より工事出來高に對し留保せられたる請負金の貳割の金額に對しても其留保期間の金利は企業者より請負人に支拂ふべきものである。更に契約保證金の如きものも現金にて納附したるものには工事完了し之を返附するときに何れも公定の金利を支拂ふべきものである。

(四) 工事の變更中止

事業者の都合又は正當なる事由により工事を變更し中止したる場合既に檢收済の材料又は檢收未済なるも既に請負人が購入を了し工事現場へ搬入したる材料等にて變更の爲不用に歸したるものに對する損害の補償尙不充分にして適正を缺ぐの嫌ひがある。又變更其他の事由により工事を中止した場合其中止期間申請人に於て其使用人常用労働者等を他の工事箇所へ移動流用し得ざる限りは彼等の給與食費等の負擔を要するのである。又此中止期間中機械器具等の借入損料等も支拂ふべき場合が生ずるものである。此等の損害の補償も亦當然企業者に於て考慮すべきものである。

(五) 工事の破損

請負人が設計に相違なく又監督員の指揮命令を遵守し施工したるにも拘らず工事中工事の一部分又は大部分が破損崩壊を來すことがある。此場合此破損が設計の粗漏なるが爲か又監督員の無能にして指揮宜しきを得ざる爲かの原因理由を發見したるときは損害の補償に對しては企業者に於て充分周到敏速なる検討を要し設計者の責任を正し監督不行届の責に任じ公明に之を解決して情實の妥協に陥らざるを要するものである。

六、現行制度改善要項

本篇第四現行制度の缺陷の各項目並に第五損害補償の各項目に於て陳述せる所は悉く現行制度の改善に資すべき事項なるが故に企業者に於ては取捨選擇其宜しきを得られ更に之れに幾多の改善事項を検討追補せられて契約事項に挿入すべきものは之を斷行し設計費目に計上すべきものは其豫算を捻出し計上し能はざる費用にして企業者の負擔に屬すべきものは之れを是認し法規の改むべきものは速に之を改廢整備する等其改善の實現を要望するものである。尙茲に改善要項として重要な事項を左に補足せんとするものである。

(一) 企業者は競争入札を全廢し隨意契約を勵行すること

(二) 企業者は請負人の提出による實費精算書を嚴重に審査し請負人の責に歸すべからざる損害に對し適正なる補償をなすこと

但請負人に純益ありたる場合は請負金額の割以内止め精算すること

(三) 企業者は工事の完了の都度請負人より提出せしむべき書類左の如し

一、工事に設計書に對照し得る實費精算書

二、工事中使用したる使用人仕立人職工人夫の給與、資金、旅費、食費等種別毎の數量金額を明記したる書類

但募集したる勞働者に旅費を支給したる場合は勞働者が出發したる所轄警察署の證明をとること

三、實施單價表と實施歩掛表

四、工事に使用したる機械器具の種類、數量、性能と其新調費又は借入損料、購入先、借入先等を明示したる書類

五、工用材料其他の材料の購入先又は借入先等を明記したる書類

以上各項の書類には證據書類を添附すること

(四) 事業者は請負人及び其仕立人の資力信用経歴性行等につき工事契約締結前に於て充分なる調査をなすこと、法人にありては毎年度の請負人の事業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書及利益金處分決議、定款等を徴收すること

(五) 企業者は全工事の出来高八割以上に達せざるときは債權讓渡を許可又は承認せざることを、代人に對しても同様元請負人をして代々の債權讓渡を承認せしめざることを

(六) 企業者は契約保證金の債權讓渡は絶對に許可又は承認せざることを、代人に對しても同様元請負人をして之を承認せしめざることを

(七) 企業者は金主より資金の融通を受け施工する請負人又は其代人に對しては金主をして其契約保證人とならしめ金主と金策上不和を生じたる場合工事の進捗を阻害せしめざるやう金主を連帶責任者となすこと

請負人と其代人間に於ける下請契約の場合に於ても同様代人の金主をして連帶保證せしむること

(八) 企業者は工事代人ありたるときは之を承認すること

(九) 企業者は承認したる工事代人より其下請負額に對し相當なる契約の保證金を徴收せしむること、又請負人をして代人より同様相當金額の保證金を徴收せしむること

(十) 企業者は請負人と其代人間の下契約書の寫しを徴收すること

(十一) 企業者は工事着手前請負人並に其代人の連帶責任を有する工程表を徴收すること

工事變更に要する工程表も同様とす

(十二) 企業者は請負人へ請負金額の支拂をなすときは如何なる場合といへども工用材料勞働賞金等の不拂の有無を嚴重調査し其不拂金額を留保控除したる殘額を支拂ひ第三者の損害と其紛争を未然に防止すること、中間請負金交付の場合も同様とす、請負人より其代人へ下請負金を支拂ふときも同様の處置をとらしむること

(十三) 企業者は代人が監督員の指揮命令に反き虚偽の言行をなし不正不適當なる作業をなし又能力なきものと認定したるときは直ちに工事場より退場を命じ保證金を没收し同時に請負人との下請契約を解除せしむること、請負人又下請保證金を没收し又請負人が留保したる出來高金額は請負人に於て没收せしむること

以上各要項中代人に對する取締は現在に比し著しく嚴格となしたれども元來代人と稱する者は請負人の仕立人として請負人の名義にて下請負工事を施行する者なるが故に其多くは資力乏しく請負人若くは他の金主より資金の融通を受け工事の一部又は全部を下請するものにて大工事となると數十人の代人にて分轄施工せしむる事例頗る多い而して彼等は表面上の責任者にあらずして極めて身輕な存在なるにも拘らず工事の成績其進捗等に對しては實質的の支配者である。而して彼等の一去一動が全工事の成果に至大の影響を及ぼすべき頗る警戒を要する存在である。彼等は請負人と共存共榮することもあり共損することもあり又然らざる場合も生ずるが爲兩者善良なる人物なるか永き親分子分といふが如き特親を有する間柄にある場合を除くの外は工事中常に請負人と損得問題に關し商談掛引盛に行はれ恰も狐狸の如き鬪鬪を見、甚しきは法廷に於て醜争を暴露するものさへあるのである。これが爲めに企業者は工事の進捗を阻害するのみならず第三者へ不測の被害を及ぼすが如き事例少からざるが故に充分嚴重なる拘束條件を要望する次第である。

七、技 術 者

世界人類の生息する限り國家興隆の目標は千差萬別なるも各般の公共事業産業等の根幹をなすべき建設工事は其盡くる所を知らざる状態である而して其事業の功果は建設工事の成果により支配されるもの頗る多いのである。建設工事は主として技術者の手腕努力に俟つべきものである以上技術者の天職指命も亦頗る重大である。

工事の計畫に當りては技術的研究と經驗とにより完全なる設計を作り其事業完成後の功果に對し調査検討を遂げ少くとも事前に於て充分なる見透しをたてなければならぬ事は申すまでもない。即ち公共的の事業にたづさわる者は公共的の功果たとへば國防上、保安上、衛生上、厚生上、交通運輸上、風致上、風教上、國際上等各種の功果に對し又産業にたづさわる者は特に其利用上、經濟上、福利上等の功果に對し過去の實績に徴し充分周到なる見透しと調査検討を遂げなければならぬ。而して此見透しが事業完成後に於て果して如何なる相違

を招來したるかの成果に對して全幅の責任を痛感すべき義務を有するものである。

然るに我國に於ては工事の完成にのみ責任を自覺し其完成後の成果に對しては責任を關却するの嫌ひなきやを疑ふものである。資本家企業者の註文通りの品物を造り渡せばよいといふ風な高等職人的根性の存在である。かくの如きは畢竟資本家企業者の人的要素の充實せざる所と制度機構に於て改善せざる所に基因するもの多かるべきも技術者自身の一般教養の缺くる所にもよるべきものと惟ふのである。技術者は専門的エキスパート性の涵養に没頭し又せしめらるゝの餘りに協和性、抱擁力、決斷力といふやうな精神力に乏しく滅私奉公常に犠牲的言行に一貫し事に當りては進んで其責に任ずるといふ精神的訓練に缺除せる所なきやを疑ふものである。所謂逼狭なる獨善待道を驀進せんとする傾向があるやうである。

軍部の主腦者幹部は第一線に立ち兵士と死生を共にし用兵策戰の戦果を擧げられつゝあるに反し銃後の技術戰線の第一線に於ては勞働者と死生を共にせんとするが如き覺悟を以て工事に従事する技術者乏しく技術幹部は昇格すればする程遙かに後方に於て指揮命令をなすのみである。従つて實地の調査檢討の機會少なく下僚をして重要な役割を演ぜしむるの結果指導透徹せず豫定の功果を擧ぐるを得ず其責任を問はるゝ場合に於ては恰も批判的鑑定者の如き態度となり下僚になればなる程責任の重大を問はれんとする傾向は軍隊精神の反對現象である。民間企業の一例として水力電氣事業の經營に當り技術者は其構造物施設の完璧を期する上に於ては其責任を痛感しながら其工事に基因して惹起せんとする各種事件の解決又は事業其物の利潤化といふやうな問題に關しては企業者又は第三者の責任であるかの如き態度を固持し品物を造り上げる事にのみ重點を置くやうな嫌ひがある。たとへば其工事に關聯し之に影響を及ぼすべき道路問題土地家屋の問題、湛水の問題、用悪水問題、鑛業又は他の工業に關する問題、漁業問題、流木問題、風致問題、治水問題等の處理解決は技術者以外の者に全責任を負はしむるが如き傾向がある。此等各種の問題の解決に要する經費は工事費と共に相當膨大にして其事業の利潤化に至大の影響を及ぼす事は申すまでもない、技術者といへども當初より工事成後の發生電力の利廻り位の見透しはついて居る筈である。故に各種問題の惹起は事業の成果に如何なる影響を及ぼすべきかは時々檢討するを要し又其責に任ずるの度量覺悟を持たなければならぬ。然らざるときは常に第三者の下積みか敬遠に甘んじ唯我獨善的存在に終るのみである。我國技術者中より大臣總裁等の榮位に上れるものあり又人格識見卓越して世界に恥ずる所なき技術者も頗る多いのである。然れども他の幾多の優秀技術者が現在の制度機構が今

一層改善せられざる限り恰も囊中に名刀を藏するが如き獨善的存在に看過せられんことを憂ふるものである。

八、大日本請負報國協會の設立

我國請負制度改善の急を要することは最早議論の餘地がない然れども其機構制度の完備を期せんが爲には官民協力協和の下に完全なる指導統制をなすべき有力なる統制機關を樹立するの必要があるものと惟ふ。故に筆者は茲に企業者官民各位の一大協力と請負業者の自治的能力とにより大日本請負業報國協會の設立を計らんことを提唱し請負報國の目的を貫徹せんことを期するものである。而して本協會設立要領は左の通りである。

(一) 目的

官民協力の下に請負工事の完全遂行を期し勞力資材の圓滑配給を計り請負事業の適正利潤と請負關係者壹千萬人の生活安定とを保障し以て興亞建設の聖業に貢献せんとす。

(二) 會員の資格

我國土木建築請負業者全部を會員とし官廳の協力の下に本協會に加入せざるときは營業が出来ないといふ仕組とす。會員には其請負金額により段階を作り武士道精神を聯想せしめんが爲左の如き資格稱號を授く。

(稱號)

毎年參億圓以上の請負資格者	請負道	範士
同 貳億圓以上	同	同
同 壹億圓以上	請負道	七段
同 五千萬圓以上	同	六段
同	同	五段

同 二千萬圓以上	同	四段
同 一千萬圓以上	同	參段
同 五百萬圓以上	同	貳段
同 壹百萬圓以上	同	初段
同 五十萬圓 上 同	同	壹級
同 二十萬圓以上	同	貳級
同 十萬圓以上	同	參級
同 五萬圓以上	同	四級
同 二萬圓以上	同	五級
同 二萬圓以下	同	六級

會員の資格は本部支部に於ける委員會評議員會の議決を経て之を決定す。

會員の工事成績拙劣なるときは審議の結果資格を下げ會費を減額す全國請負工事總金額が前年度の總金額を超過増額したるときは會員の資格率に按分し其増加したる請負金額により資格を向上せしむ。

(三) 資 産 會 費

本協會は壹千萬圓の資産を造成するを目標とし初年度に於ては各會員の前年度一ケ年間の請負總金額の壹千分の一づゝを納付せしめ次年度よりは各會員が請負契約を締結すると同時に其請負金額の壹千分の一づゝを納付せしめ之を會費とし財團法人となす。

(四) 本 部 及 支 部

協會本部は東京市、支部は各府縣廳所在地、臺北、新京、京城、支那中央政府所在地に設置す但日支事變中は滿洲支那は當分留保す。

(五) 請負工事の配當

企業者は請負工事並に其設計金額を各支部を経由し本部へ豫め報告するものとす。但臨時に突發したる工事については其工事と概算金額の報告をなすものとす。此報告を受け本部は會員の資格と経歴とに按分せしめ一件拾萬圓以上の工事につき企業者の希望を徹し適當なる會員に割當企業者と隨意契約を締結せしむ一件拾萬圓以下の工事については各支部に於て其の支部管轄區域内居住の本店を有する會員に對し其資格経歴に應じ本部同様の割當をなし企業者と隨意契約を締結せしむ但拾萬圓以上の工事總額が其支部内全會員の總資格率を超過したるときは其超過工事は本部に於て其近接支部會員へ割當をなす。

(六) 労働者の配給

工事に従事せんとする労働者は全部其技能年齢男女別住所等を登録せしめ現在工事に従事中のもの休業中のもの等其希望、事由等を詳記せしむ。本部に於ては一件拾萬圓以上の工事につき全國的に支部に於ては一件拾萬圓以下の工事につき支部内に限り夫々工事に着手せんとする所又は努力不足せる工事箇所へ不用に歸したるもの又は休業中の労働者を過不足なく配給就業せしむ尙過剩あるときは本部支部共に委員會評議員會の議決を要するものとす。

(七) 工用材料の配給

各種工用材料の生産販賣購入の状況を調査し會員の申込に應じ各種統制機關に接渉し其配給輪旋の勞をとるものとす。

(八) 機械器具の配給

各種工事に使用する機械器具の現在所有數量性能等を各會員より申告登録し、現在使用中のもの使用せざるもの他の工事へ融通使用のもの、製作所へ契約し購入見込のもの、將來購入希望のもの、借入希望のもの等につき詳細申告せしめ全機械器具をして各種の希望

に應じ有利に使用又は購入せしめ配給利用の斡旋をなすものとす。

(九) 單價步掛り等の調査研究

本部支部内各會員より工事完了の都度、請負金額と對照し得る實費精算書と見積單價步掛表と對照し得る實施單價、實施步掛表を提出せしめ此等の資料により本部支部独自の調査資料に徴し全國各所各別に適切に使用し得る單價步掛表等を委員會評議員會の議決を経て決定するものとす。

(十) 工事の鑑定、紛争の調停

企業者との意見の相違により工事進捗せざるもの、精算に於て解決付かざるもの、地元の苦情、勞働爭議等惹起したるときは會員の申請に應じ本部支部夫々委員會評議員會の議決に附し調停の勞をとるものとす。

(十一) 人事調査

會員並に其使用人仕立人の資力信用經歷給與、性行、轉勤移動等の調査をなし又就職斡旋の勞をとること

(十二) 規約の制定、法規の研究をなすこと

(十三) 會報雜誌、會員名簿等の作成をなすこと

(十四) 會員記章と勞働者證明書を交付すること

(十五) 特に本會に功勞ありたるもの又は使用人仕立人勞働者にて

其模範たる者は之を表彰すること

(十六) 會員の制裁

會員にして苟にも不正をなし、司直の手を煩したるもの、不當の利得をなしたるもの、又協會規約に違反したるものは、委員會評議員會の議決を経て之を除名し、少くとも三ヶ年間營業を停止せしめ、又何人の名義に於ても仕立人となること能はざらしめ、納付したる會費は徴收し、會報に登録するものとす。

(十七) 大會總會

各種委員會評議員會の外に、本部支部に於て左の會合を開き、事務技術の研究、指導、講演、建議等を爲し、請負報國精神の訓練涵養を計るものとす。

一、役員會 本支部夫々毎月一回

二、總會 本部に於て全國役員を集め毎年一回

三、有段者大會 本部に於て有段資格者會員を集め毎年一回

四、會員大會 本支部夫々毎年一回

五、使用人代表者大會 本部に於て毎年一回、但使用人代表者は有段者に屬する使用人中より二名を集む

六、仕立人代表者大會 本部に於て毎年一回、但有段者に屬する仕立人中より二名づゝを集む

七、勞働代表者大會 本部に於て毎年一回、但本部支部夫々勞働者中より二名づゝを集む

本協會に壹千萬圓の資産増成したるときは左の事業をなすものとす。

(十八) 我國土木建築請負史の編纂

(十九) 協會本部支部の建設をなす

(二十) 勞働者合宿所の建設

本部支部に勞働者(其家族共)を一日壹千人乃至壹萬人を收容し得る合宿所を建設し一人一日一泊拾錢の宿泊料を徴收す但病氣休業中のものは免除す合宿所内には共同浴場、簡易食堂、診療所、講堂、娛樂室、公賣組合、質屋、請願巡查の設置等の設備をなし建設費償還後に於ける一切の純益金は全部國防献金となす。

(二十一) 勞働神社の建設

土木建築に關係ある御神體を奉戴御祭神とし本部所在地に勞働神社を建設し建國以來工事の爲犠牲となり死亡したる者の慰靈招魂の祭事を行ひ併て其遺族にして貧困なるものゝ救済の途を講ずるものとす。

(二十二) 役員

總裁 壹名 統制經濟に卓見を有する官吏にあらざる大臣級の人物を推戴す

副總裁 壹名 統制經濟に堪能にして工事に識見ある次官級の人物を推戴す

會長 壹名 有段者會員全員の公選とし任期二ヶ年位とす

理事長 壹名 會長有段者會員中より指名す任期二ヶ年位とす

理事 參拾名 理事長有段者會員中より指名す任期二ヶ年位とす

支部長 五拾貳名 各支部一名づゝ支部内居住の有段會員の互選とし任期二ヶ年位とす

支部理事 五百貳拾名 各支部十名づゝ支部會員の公選とし任期二ヶ年位とす

評議員 本部評議員は各省次官、關係部局長の在官者、會長、理事長、理事よりなり總裁の諮問に應じ評議員會を開く、諮問した

る事項は其議決を経るに非ざれば發行するを得ざるものとす、支部評議員は支部管轄區域内の官公所の部局長、課長、支

部長、支部理事よりなり本部同様の評議員會を催す
但役員には交際費並に旅費を支給す

(二十三) 職員

本部支部に左の課並に職員を置き有給とす

一、勞資課長 一名 課員 五名 但支部課員二名

二、工事課長 一名 課員 五名 但支部課員二名

三、工事配當課長 一名 課員 五名 但支部課員二名

設計費目、工期、單價、賃金歩掛りの調査研究、機械器具の調査配給、工事の鑑定、紛争等の調停の事務に従事す

四、庶務課長 一名 課員 五名 但支部課員二名

工事の配當、斡旋紹介報告等の事務に従事す

規約の制定、法規の研究、改廢整備、會計、通信、會報、人事、其他他の課に屬せざる一切の事務に従事す

九、企業者の機構改善

現行請負制度の改善に對する諸要望は畢竟企業者側官民各位の一大協力協和を得るにあらざれば到底至難にして暫定的にも實現困難なることは申すまでもない。

然れども企業者側の技術者諸賢は現在上層部にあるものほど行政的事務又は一般雜務多端なるが爲、請負に關する事務の如きは閑却され易く殆んど其机上を往復通過する程度にて他の高等又は高尚視される事務に比し只何んとなく下等視され下賤な物に手を觸り惡感警戒の念を催し觸らぬ神に崇なしともいふべき事務心理に促はるゝ様な嫌ひがありはしないかとも惟ふ従つて請負に關する一切の事務は

主として下僚に一任擔當せしむるが故に自己多年の經驗は退歩し透徹せる指揮命令をなすことを得ざる立端に置かるゝものといふも敢て過言ではない然しながら單價の研究、歩掛りの實驗的研究、設計費目の検討、勞働者の配給、工用材料の配給等の研究、機械器具の配給等の研究、請負法規契約の改善等少くとも本篇に於て要望したる各項目に關する調査研究等は専門的部門に於て審重検討を要する問題である。又此等の調査並に見透しが付かざるときは如何に机上の設計完備するといへども豫定の工事を完遂する事は出來ず無駄な査定をなし無駄な豫算を取り無駄な決裁を繰返すのみとなる。然れども此等の事務を現在多忙多端なる技術者諸賢に過重に負擔せしむるは寧ろ過酷であるかもしれぬ依つて現在の部局長の下に此等の事務を専門的に擔當せらるゝ權威ある數課の増設擴充を希望するものである。一私案を申せば

一、請負工事課 課長課員を置き工事の執行、單價歩掛り、設計費目、機械器具等の研究統制の事務を擔當す

二、勞資課 課長課員を置き勞働者工用材料等の配給統制又其の見透をなすこと

三、請負契約課 課長課員を置き請負契約、會計事務、請負人の資力信用、經歷の調査、法規の改廢整備等の研究、其他請負に關する

一切の事務を擔當す

以上の如き數課を増設せられて請負工事の完全遂行を計らねばならぬのである。況んや筆者が提唱したる請負報國協會の如き請負統制機關の實現を見るべき時代に於ては一層其必要を痛感する次第である。

十、結 言

本篇の目的は現行請負制度の改善を計ると共に請負關係同胞壹千萬人をして眞に産業報國の原動力とならしめ他の股賑産業に屬する壹千五百萬の勞働關係者に比し餘りにも悲惨なる境遇を改善し士農工商コソマ以下土方階級視さるゝ同胞の差別的跛行狀態を一日も早く是正せんと希望するものである。我等は日本人として八紘一宇の國是の下にあまねく萬物をして其處を得せしめんとする四海同胞大和共榮滅死奉公の皇道精神に燃ゆるものである。而して官民共に總親和大調和大和協の下に皇運を扶翼し奉らんことを期するものである。然るに競争せしめて完全なる物を考案造成せしめんが爲に懸賞金獎勵金を與へらるゝ同胞あるに反し競争せしめて豫算を残し公定價額

以下にて可成安く完全なる物を造成せんことを強ひらるゝ同胞もある。競争せしむるが爲却つて經費を増大し國民の負擔を重からしむる同胞もある。銃後十分なる食物を與へらるゝ同胞あるに反して、餓食辛抱して働かしめられ又酷使さるゝ同胞もあるといふが如き即ち指導者企業者階級が請負階級を抑壓虐待して其處を得ざらしむるのみならず同胞全體の負擔を重からしめんとする嫌ひがある。遍躰遍愛矛盾相剋せる現状を一日も早く一掃改善せんことを希望するものである。筆者元より時局に便乘して其改善斷行を強調するものではない多年忍従屈伏虐使される壹千萬請負關係者なりとはいへ親愛なる同胞にして而も國家重要なる役割を演ずる團體なる以上之を烏合悲歎の大衆に終らしめんことを憂ひ一刻も早く彼等に確固たる報國的統制を與へ共存共榮協和協力せしめて益々國運の進展に寄與せしめんことを祈願するのみである。所論不敏にして盡さざるを恥するも驚馬に鞭打ち聊か卓見を述べ識者諸賢の御批判御指導を賜らんことを希ふものである。

以 上

名古屋土木出張所瀨川清一氏の言に「我々は社會構成上の一特權ではあり得ない。現在の多難なる時世には一の殻に覆はれ分子として活動する以上、力一杯働き、さうして天恩に依り得たまふにてはならない。展ひる者はどしどし展ばせて「適材適たる一つの資格を金科玉條とすることなく、各人の努力と誠意所」を實行に移してこそ、下からの力を有効に利用し得る譯でに對してその努力と誠意に報ひられる運を開拓してゆくべきであり、明日への希望を抱かせる事にもなるのではあるまいか。」

ある。タツタ一ツの出身學校による資格、それは人の世の幾變（土木三月號）至極尤もな御意見である。世の中が斯く理解し認選の内の只一つの過程でしかない。二十年三十年先を約束する 識し實行することによりて上下協力の實績が見らるる。